「自動車登録等適正化推進運動」を実施中

変更・移転手続きの早期実施を呼びかけ

自動車登録等適正化推進協議会・国土交通省

本自動車会議所を含む自動車関係 13団体で構成する「自動車登録等 適正化推進協議会」と国土交通省は、総 務省、警察庁の協力を得て、自動車ユー ザーに対して、自動車の変更・移転手続 きを適正に行ってもらうための啓発活動 を展開している。同協議会と国交省では、 引っ越しによるクルマの変更登録や、所 有者の名義変更に伴うクルマの移転登録 を周知させるためのリーフレットを作成 し、関係機関を通じてユーザーへ配布し ており、ホームページや広報紙誌などに も掲載して周知に努めている。

自動車の所有者が住所を変更した場合 は「変更登録」の手続きを、所有者の名 義を変更した場合は「移転登録」の手続 きを、15日以内に行うよう法律(道路運 送車両法) で義務付けられており、これ を怠ると罰金が課せられることもある。 軽自動車も同様に、住所や名義を変更し た場合には、「自動車検査証の記載事項 の変更手続き」が必要だ。

変更すべき登録内容をそのままにして おくと、リコールの案内や、税金・保険 の通知が届かないこともある。また、こ れらの通知が以前の住所や所有者に届け られると、トラブルの原因にもなりかね ない。さらに、盗難や事故の際、所有者

や使用者の確認が遅れるといった支障をきたす恐れ などもあることから、同協議会と国交省では、転勤 や就職などで人の移動が活発化する年度末から新年 度初めにかけて、クルマの適切な手続きの周知徹底 を図っている。

なお、住所変更に伴い、自動車のナンバーが変わ る際には、ご当地ナンバープレートの取り付けや、 ナンバープレートに自分の希望する番号をつけるこ

クルマの手続き忘れずに!!

引っ越した時

|変更登録|

が必要!

所有者が変わった時

「移転登録|

が必要!

※登録自動車の場合は、運輸支局等で「変更登録」や「移転登録」が必要です。
※軽目動車の場合は、軽目動車検査協会事務所で「自動車検査協の記載事項の変更手続き」が必要です。

F続きを行わないと・・・

以下のような支障が生じるおそれがあります。

- ・リコール案内(車の欠陥に関する重要な通知)、税金や保険のお知らせが届かない。
- これらのお知らせが前の所有者に届けられ、トラブルの原因に・・・
- ・盗難や事故のときに所有者や使用者の確認が遅れる。
- 罰金刑に処される場合もあります。
- ・単身赴任等で住民票を変更しない場合も、当該自動車を日常的に使用・管理する場所(使用の本拠の位置)に 変更がある場合は、変更登録等を行う必要があります。
- 市町村合併等により行政区画又は土地の名称の変更があった場合は、変更手続を行う必要はありません。
- 自動車登録手続と税の納付・車庫証明の取得をオンラインで一括して行うことを可能とした 「自動車保有関係手続のワンストップサービス (OSS)」でも手続きすることができます。
- 登録自動車(白や緑のナンバープレート)に関するお問い合わせは、 お住まいの住所を管轄する国土交通省ヘルプデスクへお願いします。
- ○軽自動車(黄色や黒などのナンバープレート)に関するお問い合わせは、 お住まいの住所を管轄する軽自動車検査協会コールセンターへお願いします。 ※お問い合わせ先の電話番号は、裏面をご覧下さい。
- ◆登録自動車・軽自動車の保管場所(車庫)を変更した時は、最寄りの警察署へお問い合わせ下さい。 ◆「自動車税」は所在する都道府県の窓口へ、「軽自動車税」は所在する市区町村の窓口へお問い合わせ下さい。

自動車登録等適正化推進協議会

協力 国 土 交 通 省

リーフレット

ともできる。

リーフレットは市区町村、警察署、運転免許セン ターなどの窓口で配布されており、裏面には全国の 問い合わせ先電話番号の一覧が掲載されている。詳 細は同協議会事務局の一般財団法人自動車検査登録 情報協会のホームページにも掲載されている。アド レスは次のとおり。

http://www.airia.or.jp/campaign/index.html